

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

神戸市

緊急事態宣言の発令に伴う家庭保育のお願い

このたび、兵庫県を対象とした緊急事態宣言が発令され、兵庫県知事から不要不急の外出について自粛するよう要請がなされたところです。

現在、神戸市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、令和2年5月6日まで家庭保育をお願いしているところですが、緊急事態宣言を受けて、休業されている場合や在宅勤務をされている場合等については家庭での保育をお願いします。なお、どうしても仕事を休むことができずご家庭で子どもさんをみる人がいないなど、真に保育が必要な子どもについては受け入れを行います。やむを得ず預ける場合についても勤務等の都合がつき次第お迎えに来ていただくようご協力をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、子どもさんを感染から守るためにも、できる限り家庭で保育していただきますようご協力をお願いします。

なお、保育料については、令和2年5月6日までの間は保育所等を利用されていない期間はかかりません。また、今後状況が変わりましたら神戸市ホームページにてお知らせいたします。

● 家庭保育を要請している期間に休まれた場合は保育料がかかりません

令和2年3月3日から5月6日までの期間に、要請を受けて家庭保育をしていただいた場合は保育所等を休まれた日数分、保育料から減額します。具体的な手続きとしては一旦決められた保育料を月額でお支払いいただき、後日減額した額をお渡しすることになります。



● 4月入所が決定している方の育児休業からの復職について

4月入所が決定している方については、現在家庭での保育を要請していますので、7月1日までに復職していただければ結構です。ただし、家庭保育要請期間後（5月7日以降）に引き続き休まれる場合については利用者負担額が発生しますのでご注意ください。

